

公益財団法人 昭和大学医学・医療振興財団 役員等報酬規程

(総 則)

第 1 条 この規程は、公益財団法人昭和大学医学・医療振興財団の役員等に対する報酬の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

2 本規程で役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(報酬の支給)

第 2 条 評議員に対しては、職務執行の対価として、評議員会の出席 1 回につき 5,000 円(手取額)を支給することができる。

- 2 理事及び監事に対しては、職務執行の対価として、理事会等の出席 1 回につき 5,000 円(手取額)を支給することができる。
- 3 第 1 項で定める評議員の報酬の総額は定款第 15 条に規定する総額の範囲内としなければならない。また、前項で定める理事及び監事の報酬の総額は、評議員会の決議によってそれぞれ定められた総額の範囲内としなければならない。

(報酬の支給方法)

第 3 条 前条の報酬は、職務執行の都度支給する。

(費用弁償)

第 4 条 役員等がその職務を執行するために必要な費用については、その実費相当額を支給することができる。

(規程の変更)

第 5 条 この規程の変更は評議員会の決議によるものとする。

(補 則)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人昭和大学医学振興財団の移行登記日から施行する。
- 2 この規程の一部変更は、平成 26 年 6 月 13 日（評議員会の決議のあった日）から施行する。